

35 地域における物流の確保等について

持続可能な物流の実現に向けて、荷主・物流事業者に対する支援の充実・強化を図ること。

【背景理由等】

物流は国民生活や経済活動、地方創生を支える重要な社会インフラであり、経済の成長や、より豊かな生活の実現等のため、その機能を十分に発揮していく必要があります。一方、物流分野においては、人手不足や労働生産性の低さといった課題に対応するため、働き方改革の推進が求められているほか、カーボンニュートラルへの対応にも迫られています。

そのような中、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーに「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が2024年4月から適用された一方、物流の停滞が懸念されるいわゆる「2024年問題」に直面しています。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送量が不足し、今のようには運べなくなる可能性があるとして推計されています。

こうした問題に対応するため、国においては令和5年に、緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策を取りまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」、「物流革新緊急パッケージ」を策定し、令和7年には物流効率化や商慣行見直しの抜本的な対策として改正物流法が施行され、令和7年4月からすべての荷主・物流事業者に対する規制的措置、令和8年4月には一定規模以上の特定事業者に対する措置が実施されますが、この「2024年問題」は当該時点を乗り越えれば終わる一過性の課題ではなく、物流における構造的な課題であり、様々な対策に中長期的に継続して取り組む必要があります。

【具体的な提言事項】

(1) 「物流の2024年問題」の解決に向けた支援

物流の停滞やトラックドライバーの実質的な収入減が懸念される「2024年問題」を解決するため、引き続き、物流効率化や荷待ち・荷役時間の削減、商慣行の改善、適正運賃收受・価格転嫁円滑化等の取組への支援や消費者・荷主における理解の促進を図るとともに、国内の大消費地から距離的に遠い地方における競争力の維持に向けた支援策を実施すること。あわせて、地方におけるトラックドライバーの確保についても、必要な措置を講じること。